

令和7年度高知県中・四国身体障害者福祉大会開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和7年度高知県中・四国身体障害者福祉大会開催事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、身体障害者の自立及び社会参加を促進し、障害者福祉の増進を図るため、令和7年度に公益財団法人高知県身体障害者連合会（以下「補助事業者」という。）が主催する第49回中・四国身体障害者福祉大会（こうち大会）の開催経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費は、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料その他知事が必要であると認める経費とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて知事が別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容若しくは補助金額の変更（20パーセント以内の減額及び経費の配分変更を除く。）をする場合又は事業の中止若しくは廃止をする場合は、速やかに、別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が特に必要があると認めて指示した事項
- (8) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に書面により通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(概算払)

第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要であると認めたときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに知

事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号及び第9条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式（第4条関係）

高知県知事 様

令和7年度高知県中・四国身体障害者福祉大会開催事業費
補助金交付申請書

記

1 補助金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 補助金交付申請書所要額調書（別紙１）
- (2) 事業計画書（別紙２）
- (3) 収支予算書
- (4) 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書
- (5) (1) から (4) までのほかに、参考となる書類

別紙 1

補助金交付申請書所要額調書

総事業費	補助対象経費	補助金交付申請額	経費の内訳

別紙 2

事業計画書

実施時期	参加人員	備考
	人	

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称

令和7年度高知県中・四国身体障害者福祉大会開催事業費
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知障害第 号で交付の決定がありました事業を変更（中止・廃止）したいので、令和7年度高知県中・四国身体障害者福祉大会開催事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金変更交付申請額 | 円 |
| 3 | 変更（中止・廃止）の事項及び理由 | |
| 4 | 関係書類 | |
| | 補助金所要額変更調書（別紙 1） | |

別紙 1

補助金所要額変更調書

区 分	総事業費	補助金交付 申 請 額	大会の概要
変更後の内容	円	円	実施時期 参加人員 その他
変更前の内容	円	円	実施時期 参加人員 その他
差引き増減額	円	円	

第3号様式（第7条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

令和7年度高知県中・四国身体障害者福祉大会開催事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、上記のとおり令和7年度高知県中・四国身体障害者福祉大会開催事業費補助金を概算交付されるよう請求します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既受入済額 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 円 |

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名

[振込口座]

銀行	支店	1	普通預金（	）
		2	当座預金（	）

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名 称

令和7年度高知県中・四国身体障害者福祉大会開催事業費
補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知障害第 号で（変更）
交付の決定がありました事業を実施しましたので、令和7年度高知県中・四国
身体障害者福祉大会開催事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類
を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金精算額 | 円 |
| 3 | 補助金受入済額 | 円 |
| 4 | 差引き額 | 円 |
| 5 | 関係書類 | |
| | (1) 補助金精算書（別紙1） | |
| | (2) 事業実績書（別紙2） | |
| | (3) 収支決算書 | |

別紙 1

補助金精算書

総事業費	補助対象経費	補助金交付決定額	補助金受入済額	差引き過不足額	備 考
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) - (D)	
円	円	円	円	円	

別紙 2

事業実績書

実施日	参加人員	備考
	人	